

日本弁護士連合会は、弁護士が、犯罪収益の移転行為（マネー・ローンダリング）に関与しないことを確保するため、**「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程及び規則」***を定めました。

それによって、
弁護士が一定の**法律事務の依頼**など
をお受けする際に、
「本人特定事項の確認」
をさせていただくことがあります。

* この規程及び規則は、新たに一定の事件をお受けする際や、一定の資金をお預かりする際に適用されます。以前から弁護士とお知り合いの方についても、「本人特定事項の確認」が必要です。

確認後5年間は、別の取引等の依頼をお受けする場合でも、「本人特定事項の確認」は必要ありません。

弁護士はマネー・ローンダリングに関わる業務は一切お受けいたしません。
ご理解とご協力をお願いします。



日弁連広報キャラクター
ジャフバくん

詳しくは裏面をご覧ください

JFBA 日本弁護士連合会

日本弁護士連合会の規程により、弁護士は、下記の場合に（一定の例外を除きます。）、「依頼者の本人特定事項の確認」を行うことが義務付けられています。

どうか、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

（１）以下の取引等について、弁護士が依頼者のために、その準備又は実行をする場合

- 不動産の売買
- 会社の設立又は経営を目的とする出資その他これに類する資金拠出をする行為又は手続
- 会社の組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は定款に規定された目的の変更
- 会社の業務を執行し、又は会社を代表する者の選任
- 法人（会社を除く。）、組合、匿名組合、投資事業有限責任組合、有限責任組合その他これらに類する団体（以下「団体等」という。）の設立又は合併に関する行為又は手続
- 団体等の定款、規約又は組合契約に規定された目的の変更
- 団体等の業務を執行し、又は団体等を代表する者の選任
- 信託契約の締結、信託の併合若しくは分割又は信託契約若しくは規約に規定された目的若しくは受託者の変更
- 会社の買収又は売却

（２）法律事務に関連して、依頼者の口座を管理したり、依頼者から現金（送金を含みます。）、有価証券その他の資産（合計が２００万円以上のもの）を預かったり、そのような資産を管理する場合

弁護士が「本人特定事項の確認」をする際には、次のような書類をご提示いただき、コピーをとらせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

◆ 個人の場合...氏名・住居・生年月日を次の書類で確認。

- ①印鑑登録証明書
- ②国民健康保険等の被保険者証
- ③国民年金手帳（厚生年金保険を含みます。）
- ④官公庁から発行等されたもので写真を貼り付けたものなど

◆ 法人の場合...依頼者の名称、本店又は主たる事務所の所在地を、次の書類で確認。

・ 法人設立登記に係る登記事項証明書等

このチラシは以下のURLからダウンロードできます。

http://www.nichibenren.or.jp/ja/committee/list/data/honnin_kakunin.pdf